

## 個人情報の共同利用について

当健康保険組合は、その保有する個人情報（個人データ）について、次のとおり共同での利用を行いますのでお知らせいたします。

なお、個人情報保護法第 23 条第 4 項第 3 号において、「(1)個人データを共同で利用すること、(2)共同で利用される個人データの項目、(3)共同で利用する者の範囲、(4)利用目的及び、(5)個人データの管理責任者の氏名・名称について、本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、当該個人情報(個人データ)の提供を受ける者は第三者に該当しないことから、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人情報(個人データ)を提供できることとされています。

### 1. 高額医療給付に関する交付金事業

---

健康保険組合と健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）では、健康保険法附則第 2 条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業申請のため、以下の項目を付した個人情報を健保連に提出いたします。

1. 共同利用する個人情報(個人データ)の項目  
診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）の電子・紙レセプトのコピー、(2) 当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」上記のほか、レセプト記載データの全ての項目
2. 共同利用者  
当健康保険組合 組合職員  
健康保険組合連合会 高額医療グループ職員  
業務委託先：公益財団法人 日本生産性本部・情報システム事業部及び協力会社
3. 共同利用目的  
当健保：高額医療事業の交付金申請のため。  
健保連：高額医療事業の適正な交付を行うため。また、1 月 1 千万円以上のレセプト公表（個人情報を除く）により医療費の高額化傾向を訴える材料とする。
4. 個人情報の管理について責任を有する者  
健保連：高額医療グループマネージャー  
当健保：個人情報取扱責任者

## 2. 事業主と共同で使用する個人情報

---

当組合では、以下の目的において、事業主と共同で個人情報を使用します。

1. 共同利用する個人情報(個人データ)の項目
  1. 本人情報(氏名、性別、生年月日、所属部署、職階、住所、電話番号、銀行口座、標準報酬月額、標準賞与、事業所社員コード、メールアドレス等)
  2. 健康保険組合が保健事業として実施している健診(定期健診、人間ドック等)の受診者の情報(記号、番号、氏名、生年月日、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレス、事業所名称、社員コード、健診受診日、健診予約日、健診機関名、健診実施項目、健診の結果数値、所見、問診、指導内容等)
2. 共同利用者  
健保組合、事業主、人事部門担当者、産業医、健診実施部門、委託先事業者
3. 共同利用目的
  - ・上記 1 については、健保組合において、健康保険法に定められた健保組合の業務(資格の取得・喪失等)及び保険給付、保健事業等を円滑かつ正確に遂行するため・上記 2 については、健康保険組合及び事業主において、被保険者の健康診断結果に基づく事後措置、保健指導等による健康維持増進及び重症化予防を図るため、実施後の評価・分析等を行い効果的な事業実施を事業主と図るため
4. 個人情報の管理について責任を有する者  
健保組合 個人情報取扱責任者  
事業所 事業主